

新型コロナウイルスに関する 給付金や特例措置のタイムリミットを確認しよう

明けましておめでとうございます。今年も皆様にお役立ていただけるような情報を発信してまいります。

さて、新型コロナに関連した給付金、支援措置の申請期限や適用期間終了が迫っています。これまで、要件を満たさなかった法人、個人事業主(フリーランス含む)の方も、年末にかけて新型コロナの影響を受け、売上減少要件などを満たす可能性があります。

＜主な新型コロナ関連の支援策 申請期限・適用期間の一覧＞

	支援制度	売上減少要件	ポイント
申請期限	令和3年1月15日まで	次の①又は②を満たすこと ①令和2年5月～12月のうち、任意の1か月の売上が前年の同じ月と比べて50%以上減少している。 ②令和2年5月～12月のうち、任意の連続する3か月の売上の合計が前年の同じ時期と比べて30%以上減少している。	<input type="checkbox"/> 令和2年1月～3月に創業した事業者に対しても特例措置が設けられており、給付の対象となっている可能性があります。 <input type="checkbox"/> 令和2年12月の売上実績も対象期間です。申請期限(令和3年1月15日)までの日数が少ないため注意しましょう。
	令和3年1月31日まで(注1)	令和2年1月～12月のうち、任意の1か月の売上が前年の同じ月と比べて50%以上減少している。	<input type="checkbox"/> 事前に認定支援機関(税理士等)から確認書を行ってもらう必要があります。 <input type="checkbox"/> 固定資産税等を支払っているリース資産も対象です。
適用期間	令和2年12月31日まで(注2)	雇用調整助成金の特例(緊急対応期間) 令和2年4月1日～12月31日の期間で最近1か月間の売上が、前年の同じ月に比べて5%以上減少している等。	<input type="checkbox"/> 一部の従業員の休業や、勤務時間の短縮など、部分的な休業も助成の対象となる可能性があります。 <input type="checkbox"/> 雇用保険未加入の学生アルバイト等も対象となる可能性があります(緊急雇用安定助成金)。
	令和3年2月1日までに納期限が到来する国税等	納税猶予の特例 社会保険料の納付猶予の特例 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)の売上が前年の同じ時期と比べて概ね20%以上減少している。	<input type="checkbox"/> 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・地方税が対象です(納期限までに申請が必要)。 <input type="checkbox"/> 令和3年2月1日までに納期限が到来する社会保険料が対象です。(対象となる保険料等の納期限<翌月末日>からおおよそ25日後までに申請が必要)。

(注1) 1月31日が日曜日のため、申請期限が2月1日(月)の自治体もあります。申請先の自治体へご確認ください。

(注2) 申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内です(例:11月1日～11月30日に休業した場合は、1月31日まで)。

利子補給の申請もれに注意!	新型コロナウイルス感染症対策のための政府系金融機関による特別融資における実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)において、利子補給を受けるには、令和3年12月31日までに申請が必要です。
----------------------	--

出典 TKC 事務所通信

--- 確定申告無料相談会のご案内 ---

今年も確定申告の無料相談会を開催いたします。(1時間まで無料/要予約/ZOOM対応可)

【不動産等の譲渡・贈与の相談日】1月13日(水)、20日(水)、27日(水)、2月3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)

【その他所得税の一般的な相談日】1月14日(木)、21日(木)、28日(木)、2月4日(木)、12日(金)、18日(木)、25日(木)

詳細は右のQRコードより、ベイヒルズ税理士法人ホームページをご覧ください。

